

平成 21 年 5 月 30 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2008

課題番号：19730012

研究課題名（和文） ドイツ自然保護法史——ナチズム期を中心として——

研究課題名（英文） Nature Protection Law in Nazi Period.

研究代表者

西村貴裕（NISHIMURA TAKAHIRO）

大阪教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：70367861

研究成果の概要：ドイツのナチズム期における自然保護関係の立法としてどのようなものがあったかを調べ、これらが当時の水準からすれば先進的なものであったこと、これらが、ナチス政権のプロパガンダとして、またゲーリングという個人の権力欲から成立した立法であったことを確認した。次に、これらの立法の背後にあった思想と、その成立過程を検討した。これらの立法が、「人種の浄化」というイデオロギーとうまく結びつくものであったこと、しかしそれだけではなく、当時の労働者階級による「レクリエーション」の要請といった、様々な運動・イデオロギーとも結び付きうるものであったことを明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,300,000	0	1,300,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,200,000	270,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：ナチズム、自然保護法、動物保護法、ドイツ史、環境史

1. 研究開始当初の背景

ドイツでは近年になって自然保護の歴史が盛んに取り扱われるようになってきている。2003 年にはこの分野でナチズム期を扱うはじめての論文集 Joachim Radkau, Frank Uekötter(Hg.), Naturschutz und Nationalsozialismus, Frankfurt am Main

2003. が出版されており、この中に法制史の領域の論文が数本存在する。歴史学分野における環境史の興隆を考えれば、法制史学におけるこのような動向も当然のことと考えられる。

法制史の領域において、「自然」が対象に取り込まれることは、以前はほとんどなかった

たとえられる。しかし、人間は常に周辺の自然状況とかかわらざるを得ないし、また、自然は人間と人間との関係をも規定してきたであろう。法を「関係性」であると考えた場合、こうした「自然」を考察の対象に加えることは、有意義なことであると思われた。

さらに、法制史において、近代化の諸相を検討することは一つの大きなテーマであり続けた。ここで近代化の一側面を「自然の合理的な支配」として考えた場合、この「自然」に関するテーマが従来までそれほど検討されなかったのは、不思議なことである。近代化とそれへの反動の相克を、自然そのものに関する法に注目しながら考察することにより、従来の試みに新しい視点を導き入れることができると思われた。

英語圏、そしてドイツ本国においても、こうした試みはその緒についたばかりであると考えられる。まして日本においては、先行研究はほとんど存在しない状況である。数少ない先行研究として北山雅昭「ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法」(『比較法学 23 卷 2 号』 1990 年)がある。しかしこの文献は、なによりも、ナチズム期という特殊な時代に先進的な自然保護立法ができたということ自体の問題性について無自覚である。また、ナチズム期の法律の運用の側面が分析されていない点、など、研究を深化させることは充分可能であり、また必要であると考えられた。

近接する領域では、動物保護に関する法制史についていくつかの先行研究が存在していた【青木人志『動物の比較法文化』(有斐閣 2002 年)、浦川道太郎「ドイツにおける動物保護法の生成と展開」(『早稲田法学 78 卷 4 号』 2003 年)、ボリア・サックス『ナチスと動物』(青土社 2002 年)、井上琢也「失神していない牛は痛みをどれだけ感じるのか」(『国学院法学 39 卷 4 号』 2002 年)など】。こうした研究が、その隣接分野である自然保護を扱う方向で拡大していかなかったのは不思議なことである。

2. 研究の目的

以上のような背景から、本研究の目的は、非常に抽象的なかたちで言えば、従来の法制史学で積極的に取り入れられてこなかった「自然」という観点を研究に導入しようとする点にある。「研究開始当初の背景」の項目で述べたように、近代化の一側面を「自然の合理的な支配」として考えた場合、近代

化とそれへの反動の相克を、自然そのものに関する法に注目しながら考察することは、従来の試みに新しい視点を導き入れる結果をもたらすと予想された。すなわち、ナチズム期に至るまでの法制史に新しい像を加える端緒としての意義が、本研究には与えられると予想された。こうしたマクロな視点を考えない場合でも、実定法学との関係での意義も認められよう。現代の実定法学において、自然保護法の課題は、個人の利益と自然という公益とを調整する点にある。ここから、自然保護法が各種利害関係の妥協の産物であるとの批判は、常に社会の一部から起こっている。全体主義的な時代の自然保護法を考察することは、こうした状況に対して、有益な示唆を与えうると予想された。

もっとも以上のような目的意識は、非常に広範かつ長期的な研究に対するものであって、2~3 年度を対象とする科研費制度の枠組みで、そのすべてを追求できるようなものではない。本研究では、研究対象をまずはナチズム期の自然保護立法に限定し、より具体的な目的を追求することとなった。

具体的には、まずナチズム期の自然保護立法にどのようなものがあつたのかを精査し、その領域においていかなる議論がなされていたのかを確定する。ならびに、これらの諸立法において中心的役割を担った人物の思想・動向などを、当時の時代思潮との関連において明らかにする。さらに、これらの諸法の具体的な運用過程を明らかにする。具体的には、自然公園の設定状況、種の保存に関する規則の具体的な適用方法、アオトバーン建設の際の計画制度の運用、東欧占領地における景観計画の実体についての概観を得ることにつとめ、その特質を明らかにする。以上のような具体的な目的の追求により、先述の一般的目的の追求の第一歩を踏み出すのが、本研究に与えられた意義であつた。

3. 研究の方法

研究の目的の項目で述べたように、まずはナチズム期の自然保護立法としてどのようなものがあつたかを調査し、その内容を検討することになった。立法の検討のため、まず第一に” Reichsgesetzblatt ”を用い、立法の状況ならびにその内容を網羅的に調査する。これらの立法の内容を他の時代の諸立法と比較するために、同じ資料を用いる他、特に現代法の概観を得るために、数冊の自然保護(法)関係の洋書を選定し、これを検討する。次に、これらの法律の制定過程を分析す

るために、刊行資料である” Akten der Reichskanzlei” を精査する。

その後、これらの立法に中心的な役割を果たした人物について、個人史的な書物、あるいは論文が発表されている場合には、これを購入・入手し検討する。ならびにこれらの人物自身の学術論文、著作等のうち代表的なものを検討する。

著作の他、当時の自然保護関係の雑誌も調査の対象となる（例えば 1933 年から自然保護局が公刊した” Naturschutz : Monatsschrift für alle Freunde der Deutschen Heimat 1922- 1944” など）。こういった分野の資料は、全般的に国内の研究機関で所蔵されていることが極めてまれであるため、海外旅行による資料収集が不可欠である。渡航先として、平成 20 年度における計画も考慮して、ドイツのライン中流域、特にケルンとボンを選択する予定であった。

平成 20 年度には、これらの自然保護諸法の運用の諸相を研究する予定であった。具体的には、自然公園の設定状況、種の保存に関する規則の具体的適用の側面、アオトバーン建設の際の計画制度の運用、東欧占領地における景観計画の実体について、等である。

ここにおいても、上述の自然保護関係の雑誌の調査をすることとなる。また、自然保護以外でも、当時にはいわゆる国土計画に関する学問も盛んになっており、それらを調査することも必要である。これらの調査のため、平成 20 年度においてもドイツへの資料収集を予定していた。

4. 研究成果

上「研究の方法」の項目で述べた作業のうち、まずナチズム期の立法の外観についてはおよそ作業を終えた。1933 年の政権獲得後、ナチス・ドイツはやはり次々と動物保護、自然保護に関する立法を実現していた。すなわち「動物の屠殺に関する法律」、「動物保護法」、「帝国森林荒廃防止法」、「森林の種に関する法律」、「帝国自然保護法」である。

「森林の種に関する法律」(1934)は、ナチスの人種イデオロギーを如実に反映するものであった。その目的として前文にかかげられているのは、「ドイツ森林の価値の高い遺伝素質 (Erbgut) を維持し、品種改良し、そして同時に種的に価値の低い林分 (Bestände) と個々の木を除去する」ことだ

った。このような思想と当時の自然保護が結びついていたことに、注目をせねばならない。この法律において、実質的に運用をまかせられたのは、帝国森林監督官たるヘルマン・ゲーリングであった。この人物こそは、(本研究では対象外であるが) 動物保護の領域、さらに自然保護の領域において自らの管轄を拡大し、これを国民へのプロパガンダとして利用した人物であった。

「帝国自然保護法」(1935)も、自然保護に対する広範な支持層 (第一次世界大戦後、その数を増やしていた) を取り込むために制定されたものと見てよい。この過程でも、ゲーリングが自己の管轄を要求し、性急な形で立法を実現させている。指摘するまでもなく、当時の立法は、いわゆる「全権委任法」によって政府により行われていたが、この閣議における多くの反対にもかかわらず、ゲーリングはこの法律を押し通している。この時期に帝国レベルで先進的な自然保護立法が行われたのは、他の諸利益 (たとえば経済的利益) を代表する閣僚に対し、ゲーリングは自然保護の利益を押し通すことができたという、特殊な事情による。

帝国自然保護法の内容について、まず、自然保護の基本的なカテゴリーについては、プロイセン州で 1927 年に草案として提出されていたものを踏襲している。すなわち、種の保存、天然記念物、自然保護地域というカテゴリーである。帝国自然保護法は、ヴァイマル期プロイセンでは廃案とされ保護されなかったカテゴリーの、帝国レベルでの保護を可能とするものであった。また、保護の第四のカテゴリーである「その他野外の自然における景観部分」は、プロイセンにおける 1902 年・1907 年の「優れた景観地域の醜悪化を防止する法律」においてすでに採用されていたカテゴリーである。これらのことより、帝国自然保護法を、ナチスのイデオロギーの産物であると単純に判断することはできない。

この法律はまた、当時の水準からすれば極めて先進的な規定を含んでいた。すなわち、自然保護のための土地収用の規定と、土地や景観の改変を伴う諸計画への自然保護官庁の参加である。前者は、ナチズム期のイデオロギーを示すものとしてよく言及されるのであるが、実際にこの規定に基づき自然保護のための収用が行われた例は知られていない。後者は、現代の目から見ても先進的な規定なのであるが、これも、実際の運用上は無視されていた。象徴的なのが帝国アオトバーンの建設であり、この重大な景観改変行為に、自然保護官庁はまったく参加できなかった。

そもそも、これらの自然保護関係の法律の成立に大きく関与したゲーリング自身が、同時に 1936 年から実施された「第二次四カ年計画」の最高責任者にも任命されていた。このこと自体が示すとおり、立法には積極的であった政権も、その運用の側面ではまったく積極的ではなく、これらの法律は、執行の不全に喘いだ。

第二次世界大戦後、この帝国自然保護法は、占領軍統治会においても「ナチス的立法」とはみなされず、したがってその妥当力を維持した。

以上のように、この時代における自然保護立法は、まずはナチス政権が広範な支持層を獲得するための道具であったことが理解できる。その運用の側面においてはナチス政権はまったく積極的ではなかったこと、また、特に帝国自然保護法の内容のほとんどが、ナチスの思想とは切り離して考えることのできるものであったことより、これら自然保護の動向を、ナチスのイデオロギーの産物であると結論付けることはできない。

しかし以上のことは、多くの自然保護活動家が第三帝国の到来を期待したことの免罪符とはならない。逆に、自然保護法の内容が現在の水準からも支持しうるものであるが故に、その政治的・道具的可能性について、真剣に反省せねばならないと思われる。

したがって、このように立法の状況を確認した後の作業は、こうした立法が成立した当時の思想的・社会的背景を探ること、これらの立法を主張した、あるいは主導した者たちの思想と、立法との関係について考察することである。こうした調査のためには、当時の自然保護関係の雑誌、著作等の資料を広範に収集する必要がある。そのため、計画通り、平成 19 年の夏季休暇中に、ベルリン・ケルンへの資料収集旅行を行った。申請の段階で予定していなかったベルリンを目的地に加えたのは、事前のインターネットでの所蔵検索により、収集の効率性を考えたためである。

この資料収集旅行では、特に 1933 年よりナチス政権の「自然保護局」がその編集を引き継いだ雑誌” Naturschutz : Monatsschrift für alle Freunde der Deutschen Heimat 1922- 1944” を精査し、自然保護をめぐる思潮の変化を示す論稿、1935 年の帝国自然保護法を評価する論考などを収集した。その他にも、関連する雑誌を調べ、また当時自然保護にかかわった主要な人物の著作、論文なども、大量に収集した。これらの資料が申請時予想したよりも大量であったこと、ならびに、後

述するように、平成 20 年度に生じた不可避の外的事情により、現在（平成 21 年 5 月）でもまだこれらの資料を解析している段階である。しかし予想通り、これらの資料はナチスの政権獲得時における思潮の変化を鮮明に示しており、非常に興味深いものである。

政権の側でこうした思潮を代表したのは、1938 年まで帝国自然保護局の局長を務めた、ヴァルター・シェーニヒェンである。1933 年に彼は、雑誌” Naturschutz” に、「ドイツ民族は純化されねばならない、そしてドイツの景観は？」と題する論文を執筆し、人種と自然景観との結びつきを主張し、ナチスの思想と自然保護との間のイデオロギー的相乗効果を、これ以上ない形で説いている。すなわち、ドイツ人種の精神的性格は環境の影響によって決定されるため、人種と健康にとって環境は重要である、と。この前後から、類似のイデオロギーを持つ論考が、この雑誌に多数掲載されるようになっていく。このように、帝国自然保護法を実際に運用する部署の局長の思想においては、法は当時の人種的イデオロギーと渾然一体となっているのである。

興味深いのは、自然保護の領域におけるこうした思想が、どのようにして生じてきたのかということである。シェーニヒェン自身は一貫して自然保護の闘士であったのだが、それが故に、「大衆」への態度はアンヴィヴァレントな態度をとっていた。まずは労働者階級の自然保護運動への取り込みを考え、自然とのコンタクトが大衆の肉体的・精神的ストレスを和らげるという、いわゆる社会セラピーのモデルを主張していた。しかし、「自然の友 Naturfreund(後述)」の取り込みで失敗すると、「大衆の自然侵略」について語るに至り、大衆文化を「外来の価値システムへの感染」とみなし、また環境破壊もその結果であると考えるに至る。

この文脈においては、自然保護・景観保全は、労働者の民主的参加ではなく、上からの社会統合を目指そうという、教養市民層の最後の試みとしても位置づけられる。この文脈における自然保護は、19 世紀半ばからすでに見られていた。たとえば保守的評論家であったヴィルヘルム・ハインリッヒ・リールは、工業化される以前のドイツの景観が徐々に破壊されるのを目の当たりにし、全体性・自然性・始原性への欲求を隠さずに表現している。1854 年の論考では、こうした立場から、森林の維持を「社会政策的理由」から、ドイツの本質の維持のために必要であるとしている。こうした立場は、さらにエルンスト・ルドルフに受け継がれる。彼は、ドイツの故郷の美しさを保つことが、ドイツの民族性を

退廃させずに保つことと不可分であることを強調している。ナチズム期に自然保護と結びついた思想は、明らかにこうした「フェルキッシュ」な自然保護の伝統と結びついているが、その結びつきを調査するため、ヘルマン・レンス、コンラート・ギュンター、ハンス・コルンフェルト、アルヴィン・ザイフェルトらの論考等をドイツで収集した。またこの側面では、ナチズムより前の時代の「郷土保全」の伝統を検討することになり、この点は、本研究の課題の枠から外れていくことになる。

しかし、自然保護の伝統は、こうした「フェルキッシュ」な思想とだけ結びついていたわけではない。先に述べた「自然の友」は労働者階級による自然愛好の団体であり、これは、まさに余暇のレクリエーションのために、自然保護に関心を寄せていた。この「自然の友」の動向についても、これを詳細に分析するのは、本研究の対象外のことである。しかし、こうした社会層からも自然保護が支持されていたことは、自然保護が様々な思想・イデオロギー・社会動向と結びつき得たことを示している。

本研究では、こうした自然保護法成立の際の思潮を分析していくとともに、法の実際の運用の側面にも分析を進めていく予定であった。特に平成 20 年度にこの研究を進め、夏季に再びドイツへの資料収集旅行を行う予定であった。しかしながら、まず平成 19 年度に収集した資料が膨大であったこと、さらに平成 20 年度に勤務校を変えざるを得なかったことにより、この研究は大幅に遅延することとなった。平成 20 年度に配分された予算は、研究の継続に必要な書籍の購入に充てた。

しかしながら、上述の自然保護と東欧における景観計画の結びつきについては、当時の雑誌 *Raumforschung und Raumordnung* 等の分析を多少は進めることができた。今後は、平成 19 年度の研究内容を論文の形にまとめるとともに、平成 20 年度実施予定であった研究を継続し、可能な限り早く上述の研究の意図を達したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[その他]

ホームページ：大阪教育大学リポジトリ
<http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村貴裕 (NISHIMURA TAKAHIRO)
大阪教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：70367861

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者